

## 令和6年度税制改正の定額減税って何？

昨年末に令和6年度税制改正大綱が出されました。そのなかのひとつ、定額減税について確認しましょう。

定額減税とはどのようなものですか？

### 【所得税】

令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1805万円以下である場合に特別控除を受けることができます。

〈特別控除額〉

① 本人3万円

② 同一生計配偶者または扶養親族1人につき3万円

### 【住民税】

令和6年分の個人住民税に係る合計所得金額が1805万円以下である場合に特別控除を受けることができます。

〈特別控除額〉

① 本人1万円

② 控除対象配偶者または扶養親

族1人につき1万円

どのようにして所得税の特別

控除を受けるのでしょうか？

### 【給与所得者の場合】

① 令和6年6月1日以後最初に支払いを受ける給与や賞与等の源泉所得税から特別控除に



岩田 まり子  
Mariko Iwata

大阪シティ信用金庫提携のライオン橋税理士法人パートナー税理士。大阪商工会議所セミナー講師などを務める。

相当する額が控除されます。

② ①で控除しきれなかった金額は以後、令和6年中に支払われる給与等から順次控除されます。

③ この定額減税分は年末調整の際に年税額から控除されます。

### 【事業者の場合】

① 令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額から特別控除の額が控除されます。

② ①で控除しきれなかった金額は第2期分予定納税額から控除されます。

③ この定額減税部分は令和6年分の所得税に係る確定申告の際に所得税額から控除されま



なお、住民税は令和6年分の第1期分より順次控除されることとなります。

従業員を雇用し、給与支払いなどを行っている場合は給与計算上で所得税と住民税を各人ごとに控除して管理する必要があります。

また令和6年6月以降に入社、退社をする方も出てくることも当然予想されるため、実務上はどのように行っていくか今後の動向を注視する必要があります。